

職場における受動喫煙防止対策に関する公聴会の開催結果概要

1 趣旨

職場における受動喫煙防止対策について、広く国民から意見を聴取し、安全衛生分科会での議論に反映させる。

2 日時等

(1) 日時 11月10日(水) 午後2時～4時30分

(2) 場所 ニッショーホール(港区虎ノ門)

(3) 議題

1) 労働政策審議会安全衛生分科会における「職場における受動喫煙防止対策」に関する検討状況について(説明)

2) 意見発表者による意見発表

3 意見発表者の意見概要(発表順に掲載)

(1) 岩崎 拓哉氏(株式会社ITスタイル 代表取締役社長)

○労働者の受動喫煙防止において、サービス業に従事する者も同等に保護される必要がある。

○愛知県の調査結果によれば、飲食店の禁煙化は利用者からも支持を得られ、売り上げに影響のあるケースは少ない。

(2) 大園 真弘氏(サービス・ツーリズム産業労働組合連合会 政策局次長)

○限られた休憩時間にホテルの制服を脱いで遠く離れた喫煙場所に行くことは、仕事の能率の点で問題がある。

○対策をとるには、経費と時間が必要。

(3) 岡本 光樹氏(第二東京弁護士会 人権擁護委員会 受動喫煙防止部会 部会長、弁護士)

○全国から受動喫煙被害に関するメール相談を受けてきた。全く分煙されていない事例が約3分の2、残りは一応分煙されている事例である。

○分煙ではなく、世界的な流れである屋内完全禁煙の方針をとるべきであり、法改正において罰則は必要である。

(4) 関川 和孝氏(社団法人日本フードサービス協会 常務理事)

○外食店舗では、事業者と労働者という関係以外に利用者という要素が

存在し、利用者を全く無視して営業を行うことは困難である。

○一律的な全面禁煙又は空間分煙を課すことは現実的ではなく、実行が可能な取組を時間をかけて検討することが必要である。

(5) 小城 哲郎氏（全国飲食業生活衛生同業組合連合会 専務理事）

○規制を導入した英国では多くのパブが廃業したと聞いているし、神奈川県受動喫煙防止条例を契機に廃業した店もある。

○飲食店を規制対象とせず、自主的な努力とさせてほしい。

(6) 島谷 喜代孝氏（関西たばこ問題を考える会 会長）

○喫煙は個人の嗜好の領域に属するものであり、大切なのは、喫煙者と非喫煙者が共存することである。

○受動喫煙の問題については、喫煙者がマナーを徹底することと、喫煙できる場所をきちんと設けることで回避できる。

(7) 野上 浩志氏（NPO 法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 理事）

○浮遊粉じん 0.15mg/m³ という指標は、分煙・禁煙がほとんど皆無だった時代である 1972 年に、ビル管法などでたばこ煙の基準値として定められたものである。

○2009 年に環境省が定めた環境基準を参考に PM2.5（粒径 2.5 μm 以下の粒子）を対象として定める必要がある。

(8) 矢野 栄二氏（帝京大学 教授）

○日本産業衛生学会では、今春、たばこ煙を職業性発がん物質の表に加えた。

○労働安全衛生法は業務中に健康に害を及ぼすガスや粉じんへの労働者の曝露を防ぐよう事業主に求めており、発がん物質であるたばこ煙に曝露されうる場で従業員を働かせることは違法行為である。飲食店等の屋内職場は分煙ではなく、全面禁煙にするしかない。